

## 共通の申請方法

別紙8

		新	旧	備考
		共通の申請方法	共通の申請方法 (案)	
1	資格の有効期間	3年	3年	
2 定期申請	資格が付与される日	4月1日	4月1日	・定期申請の受付は全団体実施
	資格が付与される期間	4月1日から3年後の3月31日まで		
	申請の受付時期+期間	10月1日—11月30日	10月1日—11月30日	
3 隨時申請	資格が付与される日	毎月15日締め、遅くとも翌々月1日 (地方公共団体の判断により、当該日を早めることができる。)	毎月15日締め※1、遅くとも翌々月1日から※2 (地方公共団体の判断により、当該開始時期(翌々月1日)を早めることができる。)	・随時申請を行うかどうかは、各団体の任意 ※1 隨時申請の受付期間を任意に拡大した場合において、現行有効期間(N年度～N+2年度)に係る申請については、N+2年度1月15日まで ※2 定期申請の受付終了後の新規有効期間(N+3年度～N+5年度)に係る申請については、翌年度(N+3年度)の4月1日から資格付与(定期申請以後の随時申請は、定期審査が優先され、4月1日に資格が付与されることは限らない)
	資格が付与される期間	資格が付与された日から当該日の属する資格の有効期間の終了日まで		
	申請の受付時期+期間	4月16日(閉庁日である場合は翌営業日)から次期定期申請の受付期間の開始日直前の8月15日 (地方公共団体の判断により、当該期間を拡大することができる。)	定期申請の資格の有効期間開始日(4月1日)一次回定期申請直前の1月31日 (地方公共団体は任意に受付期間を拡大することができる)	
4 追加申請	資格が付与される日	定期申請に係る資格の有効期間の開始日の1年後及び2年後の4月1日 (地方公共団体の判断により、当該日を早めることができる。)	遅くとも申請月※3の6か月後の1日から (地方公共団体の判断により、当該開始時期を早めることができる※4)	・追加申請の受付を行うかどうかは各団体の任意
	資格が付与される期間	資格が付与された日から当該日の属する資格の有効期間の終了日まで		
	申請の受付時期+期間	毎年10月1日から10月31日まで(定期申請の受付を行う年を除く。) (地方公共団体の判断により、当該期間を拡大し、また、受付回数を増やすことができる。)	定期申請の翌年度以降の10月1日—10月31日	
5	申請に使用する言語	申請書・財務諸表は日本語で記載すること。 なお、その他の書類のうち外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること	申請書・財務諸表は日本語 その他の外国語で記載された必要書類は日本語訳を付記又は添付	
	金額欄の記載方法	金額欄については、出納官吏事務規程(昭和22年大蔵省令第95号)第16条に規定する 外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること	財務省告示の外国貨幣換算率により日本国通貨に換算して記載	
6	審査結果の通知方法	資格者名簿等をHP(又はシステム)で公表	資格者名簿等をHP(又はシステム)で公表	
7	資格を有する者の名簿の公開	HP(又はシステム)で公表	HP(又はシステム)で公表	